



青運整第 355 号の2
平成 30年12月18日

自動車分解整備事業者 殿

東北運輸局青森運輸支局長



「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
の一部改正について

標題について、平成30年11月30日付け東自保第69号により、東北運輸局自動車技術安全部長から一部改正された旨通知がありましたのでお知らせします。
なお、詳細は別添のとおりです。

東自保第69号
平成30年11月30日

青森運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
の一部改正について

標記について、平成30年11月30日付け国自環第112号により、自動車局
環境政策課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に対
し周知徹底を図りたい。



国自環第112号
平成30年11月30日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局環境政策課長
(公印省略)

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
の一部改正について

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
(平成22年2月5日国自環第247号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正した
ので了知されるとともに、今後はこれにより実施されたい。

また、別紙のとおり関係機関及び関係団体に対して通知したところであるが、さら
に関係者に対し周知徹底を図られたい。



「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
(平成 22 年 2 月 5 日国自環第 247 号) の一部改正について 新旧対照表

平成 22 年 2 月 5 日付け 国自環第 247 号
 改正 平成 22 年 3 月 31 日付け 国自環第 295 号
 改正 平成 23 年 3 月 31 日付け 国自環第 205 号
 改正 平成 23 年 6 月 30 日付け 国自環第 70 号
 改正 平成 24 年 10 月 22 日付け 国自環第 143 号
 改正 平成 30 年 11 月 30 日付け 国自環第 112 号

新	旧
<p>第 1 消音器等の改造及び構造</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について 「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管（テールパイプをいう。以下同じ。）との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し」若しくは「予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け」は、細目告示第 1 1 8 条第 2 項第 6 号及び第 1 9 6 条第 2 項第 6 号の規定（以下「加速走行騒音性能規制」という。）に影響しない改造の例とする。 なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成 2 3 年 6 月 3 0 日付け国自環第 7 0 号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）<u>記 6. (1) ②、(2) ②又は (3) ②</u>の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。</p> <p>4. 使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について 異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添 1 0、<u>別添 1 1 又は別添 1 2</u>の加速走行騒音試験結果成績表により確認するもの</p>	<p>第 1 消音器等の改造及び構造</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について 「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管（テールパイプをいう。以下同じ。）との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し」若しくは「予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け」は、細目告示第 1 1 8 条第 2 項第 6 号及び第 1 9 6 条第 2 項第 6 号の規定（以下「加速走行騒音性能規制」という。）に影響しない改造の例とする。 なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成 2 3 年 6 月 3 0 日付け国自環第 7 0 号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）<u>記 6. (2)</u>の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。</p> <p>4. 使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について 異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添 1 0 の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合</p>

とする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等（加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。）において実施されたものの写しで差し支えないものとする。

第2 (略)

第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い

1. 協定規則と同等な欧州連合指令について

- (1) 細目告示第118条第3項第1号イ(5)及び第3号イ(5)並びに第196条第3項第1号イ(5)の「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第9号*及び第41号*にあつては、78/1015/EEC*又は97/24/EEC*の指令とし、協定規則第51号*にあつては、70/157/EEC*の指令とする。
- (2) 細目告示第118条第3項第1号イ(6)及び第3号イ(6)並びに第196条第3項第1号イ(6)の「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則59号*にあつては、70/157/EEC*の指令とし、協定規則92号*にあつては、97/24/EEC*の指令とする。

※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり。

(協定規則)

- ・協定規則第9号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第41号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第51号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第59号とは、乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定
- ・協定規則第92号とは、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）の交換用消音器に関する規定

(欧州連合指令)

- ・欧州連合指令78/1015/EEC及び97/24/EECとは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定（97/24/EECには二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。）
- ・欧州連合指令70/157/EECとは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定

2. 協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について

- (1) 細目告示第118条第3項第1号イ(5)及び第3号イ(5)並びに第196条第3項第1号イ(5)の「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示」とは、

の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等（加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。）において実施されたものの写しで差し支えないものとする。

第2 (略)

第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い

1. 協定規則と同等な欧州連合指令について

- (1) 細目告示第118条第3項第1号ニ及び第196条第3項第1号ニの「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第9号*及び第41号*にあつては、78/1015/EEC*又は97/24/EEC*の指令とし、協定規則第51号*にあつては、70/157/EEC*の指令とする。
- (2) 細目告示第118条第3項第1号ホ及び第196条第3項第1号ホの「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則59号*にあつては、70/157/EEC*の指令とし、協定規則92号*にあつては、97/24/EEC*の指令とする。

※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり。

(協定規則)

- ・協定規則第9号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第41号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第51号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第59号とは、乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定
- ・協定規則第92号とは、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）の交換用消音器に関する規定

(欧州連合指令)

- ・欧州連合指令78/1015/EEC及び97/24/EECとは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定（97/24/EECには二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。）
- ・欧州連合指令70/157/EECとは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定

2. 協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について

- (1) 細目告示第118条第3項第1号ニ及び第196条第3項第1号ニの「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示」とは、次に掲げる表示をいう。

次に掲げる表示をいう。

①～② (略)

(2) 細目告示第118条第3項第1号イ(6)及び第3号イ(6)並びに第196条第3項第1号イ(6)の「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。

①～② (略)

3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について

(1) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第1号ロ(2)及び第3号ロ(2)並びに第196条第3項第1号ロ(2)の「外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。

①～④ (略)

(2) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第4号ロ(3)及び第196条第3項第2号ロ(3)の外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。

① 欧州連合規則 168/2013 に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書(COCペーパー)又はこれと同等のもの(WVTAラベル・プレート)を有する自動車

② 協定規則第41号第4改訂版に基づくマークが、車両識別表示(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自動車

③ 協定規則第41号第4改訂版又は欧州連合規則 168/2013 に適合する旨の認可書(協定規則第41号第4改訂版附則Iの車両型式認可書又は欧州連合規則 901/2014 附則VI付録1の車両型式認可書をいう。)の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車

この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

(3) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第2号ロ(2)及び第4号ロ(3)並びに第196条第3項第2号ロ(3)の外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第51号第3改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。

① 協定規則第51号第3改訂版に基づくマークが、車両識別表示(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自動車

①～② (略)

(2) 細目告示第118条第3項第1号ホ及び第196条第3項第1号ホの「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。

①～② (略)

3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について

次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第2号ロ及び第196条第3項第2号ロの「外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。

(1)～(4) (略)

② 協定規則第51号第3改訂版又は欧州連合規則 540/2014 に適合する旨の認可書（協定規則第51号第3改訂版附則Iの車両型式認可書又は欧州連合規則 540/2014 附則I付録2の車両型式認可書をいう。）の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車

この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

第4 検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 装置指定を受けた消音器の取扱いについて

装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。

(1) 細目告示第40条第1項第3号に係る自動車について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器（以下「装置指定消音器」という。）であり、かつ、同法施行規則第62条の4の騒音防止装置の型式指定番号標（以下「型式指定番号標」という。）が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6.（1）また書きの規定による「S」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。また、細目告示第40条第1項第4号又は第5号に係る自動車について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が装置指定消音器又は道路運送車両法第75条の3第7項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置の消音器であるときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6.（2）又は（3）また書きの規定による「A」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。

(2) (略)

第5 指定自動車等の製作者が行う表示

1. 製作者表示を行うことができる場合について

指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示（細目告示第118条第3項第1号イ（1）及び第3号イ（1）並びに第196条第3項第1号イ（1）の「指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示」をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. ～3. (略)

第4 検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 装置指定を受けた消音器の取扱いについて

装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。

(1) 指定自動車等について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器（以下「装置指定消音器」という。）であり、かつ、同法施行規則第62条の4の騒音防止装置の型式指定番号標（以下「型式指定番号標」という。）が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6. また書きの規定による「S」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。

(2) (略)

第5 指定自動車等の製作者が行う表示

1. 製作者表示を行うことができる場合について

指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示（細目告示第118条第3項第1号イ及び第196条第3項第1号イの「指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示」をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. ～3. (略)

第6 (略)
別添1 (略)
別紙1 (略)

第6 (略)
別添1 (略)
別紙1 (略)

国自環第112号の2
平成30年11月30日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長 殿
軽自動車検査協会 理事長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
の一部改正について

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
(平成22年2月5日国自環第247号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、
別紙のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局並びに関係団体に対して通知しまし
たので了知願います。

国自環第112号の3
平成30年11月30日

一般社団法人 日本自動車工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
一般社団法人 日本産業車両協会 会長
一般社団法人 日本農業機械工業会 会長
一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長
一般社団法人 日本建設機械工業会 会長
一般社団法人 日本自動車車体工業会 会長
一般社団法人 日本自動車部品工業会 会長
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長
公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会長
一般財団法人 日本車両検査協会 理事長
一般財団法人 日本自動車研究所 理事長
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人 日本自動車機械工具協会 会長
一般社団法人 日本陸用内燃機関協会 会長

殿（単名各通）

国土交通省自動車局環境政策課長

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
の一部改正について

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
(平成22年2月5日国自環第247号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、
別紙のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局並びに関係機関に対して通知しまし
たので了知いただくとともに、傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

自動車の騒音防止装置に係る「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号、以下「細目告示」という。）のうち近接排気騒音については、平成 28 年、国際基準を導入したことに伴い、新車時に測定したものと同等の値を使用過程車に求める規制（以下「相対値規制」という。）を採用した。

一方、消音器の改造又は交換を行った使用過程車の近接排気騒音について、従前の全開走行による加速走行騒音を評価する基準（以下「従前基準」という。）に適合することが確認された後付消音器を備える場合には、車種毎の限度値を設けた規制（以下「絶対値規制」という。）を継続することとしていたところ、今般、この従前基準に適合することが確認された後付消音器へと改造又は交換を行った場合に、相対値規制値を満たすものの絶対値規制値を満たすことができずに保安基準不適合となるおそれがある四輪自動車が販売されていることが確認された。

これに対応するため、従前基準に適合することが確認された後付消音器を備えた車両のうち一部の四輪自動車の近接排気騒音について、相対値規制を導入することとして、環境省において「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年環境庁告示第 53 号）が改正されることに伴い、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 16 条第 2 項に基づき、細目告示について所要の改正を行う。

なお、平成 29 年 12 月に、二輪自動車等について同様の改正を行っている。

2. 改正の概要

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・従前基準に適合することが確認された後付消音器へと改造又は交換を行った使用過程の四輪自動車の近接排気騒音について、当該四輪自動車の新車時の騒音値が一定の値を超えるものであった場合は、相対値規制を行うこととする。

※ 使用過程での騒音値が、新車であった際に確認した騒音値に 5 dB を加えた値以下でなければならないこととする。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成 30 年 11 月中

施 行：公布の日